※ かっぎょうせいほうじんのうぎょうしゃねんきんききん 独立行政法人農業者年金基金における障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応要領

(首務)

第1条 この要領(以下「対応・要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24节閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、独立行政法人農業者年益基金(以下「基金」という。)の役員及び職員(非常勤職員を含む。以下「役職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務党は事業を行うに当たり、 障害 (身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害 をいう。以下この対応要領において同じ。) を理由として、障害者 (障害及び社会的障壁により継続的に貨幣生活文は社会生活に稍望な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。) でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の 権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意 するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 後職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務

では事業を行うに当たり、 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表明があった場合において、その実施に存う資担が過重でないときは、 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、 年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、後職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 後職員のうち、課室長稲当職以上の地位にある著(以下「監督者」という。)は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、炎の答号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的散扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
 - いち にちじょう しっま っう しょうよう にようよう 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督

する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の単出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処 しなければならない。

(微戒如分等)

(相談体制の整備)

- 第6条 後職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の 関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を、下記のとおり指定する。
 - いち そうむぞちょう 総務部長
 - こ そうむかちょう 総務課長
 - きん そうむかかちょうほ (しんじたんとう) 総務課課長補佐 (人事担当)
 - **歯** 総務部長が指名する職員
- 2 前項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

- 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員に対し、必要な研修・
 整発を行うものとする。
- 2 新たに後職賞となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった役職賞に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 役職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なずニュアル等により、意識の啓発を図る。

南剿

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

とくりつぎょうせいほうじんのうぎょうしゃねんきん まきん 独立行政法人農業者年金基金における障害を理由とする差別の解消の推進に関する たいおうようりょう かか りゅういじょう 対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え

法は、障害者に対して、証当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや答種機会の提供を拒否する支は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の空等を促進し、艾は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的散級いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する散級い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる散扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的散級いには当たらない。

このように、不当な差別的散扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務

芝は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである流に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

並当な理由に稍当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サニビえや答種機会の提供を拒否するなどの散扱いが落額的に見て並当な首的の下に行われたものであり、その首的に照らしてやむを得ないと言える場合である。独立行政法人農業者年益基金(以下「基金」という。)においては、並当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害緊生の防止等)及び基金の事務支は事業の首的・內容・機能の維持等の観点に鑑み、其体的場面や状況に応じて総合的・落額的に判断することが必要である。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

でような差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。

なお、第2で示したとおり、不当な差別的散扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、

正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書節の交付、資料の送付、パンブルットの提供等を指む。
- 障害があることを理由に説明会,シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上,特に必要ではないにもかかわらず,障害があることを理由に, 来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付ける。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的 配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有 し、艾は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した艾は過度の貧損を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務 支は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を 必要としている皆の意思の表明があった場合において、その実施に伴う貧粗が過重で ないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の 実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける 制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対すること によって生ずるものとのいわゆる「社会もデル」の考え方を踏まえたものであり、 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要 としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な散紅であり、その実施に 伴う貧損が過重でないものである。

合理的配慮は、基金の事務文は事業の首的・內容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務文は事業の首的・內容・機能の準質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる其体的場面や状況に だじて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に豊かれている 状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な 質粒の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措費の選択も含め、双方の建設的 対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、推斷、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が 長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の 整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は 重要である。

3 意思の表前に当たっては、真体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による含卤、触覚による意思伝達など、障害者が他人とうきュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表前のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表前が困難な場合には、障害者の家族、 が助者等、 言きュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表前も含む。

なお、意思の表別が困難な障害者が、家族、介助者等を持っていない場合など、意思の表別がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な敬組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリテブリー化、 が助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、 値々の障害者に対して、その状況に応じて値別に実施される措置である。したがって、答場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、免責しを行うことが重要である。
- 5 基金がその事務文は事業を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の 内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託 等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な資担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や 状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。 職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的, 内容, 機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約,人的・体制上の制約)
- ひょうをたん ていど 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で宗したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ 値別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した真体例については、第5で示した過重な資道が存在しないことを前提 としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている真体例だけ に限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スローデ を渡すなどする。
- 監架棚の高い所に置かれたパンプレット等を取って渡す。
- 障害の特性により, 頻繁に離席の必要がある場合に, 会場の座席位置を扉竹近に する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の前出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応繁旨の遊くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談, 読み上げ, 手話等のうきュニケーション手段を開いる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、参力ード等を活用して意思を確認する。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の首の前で示したり、分かりすい記述で 伝達したりする。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを開いずに説明する。
- 知的障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が

理解されたことを確認しながらだ対する。また、なじみのない外来語は避ける、 漢数字は崩いない、時刻は24時間装記ではなく下前・午後で装記するなどの配慮を 巻頭に置いたダギを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を持つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を 入れ替える。
- 立って物に並んで順番を持っている場合に、周囲の者の理解を得た注で、当該 障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる繁張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表文は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られる ことを前提に、障害のある出席者の理解を接助する者の同席を認める。